

地方行政サービス改革の取組状況等(平成30年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名
240001	三重県

(1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】
			全国(都道府県)委託率
本庁舎の清掃			100.0%
本庁舎の夜間警備			100.0%
案内・受付			100.0%
電話交換			92.1%
公用車運転			93.5%
学校給食(調理)			97.8%
学校給食(運搬)			100.0%
学校用務員事務			38.1%
水道メーター検針			100.0%
道路維持補修・清掃等			100.0%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%
ホームページ作成・運営			100.0%
調査・集計			100.0%

※平成30年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

(3)庶務業務の集約化

実施状況	委託状況	対象部局				対象業務				【参考】	
		首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計	全国(都道府県)実施率	委託率
実施済	委託有	○	○	○	○	○	○	○	○	97.9%	78.7%

「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。

BPRの手法を用いた業務分析

取組状況 → 業務改革効果

(2)指定管理者制度等の導入

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐配置している事に対する考え方	【参考】
							全国(都道府県)委託率
体育館	3	3	100.0%		0		95.3%
競技場(野球場、テニスコート等)	7	7	100.0%		0		92.4%
プール	1	1	100.0%		0		93.6%
海水浴場	0	0			0		57.1%
宿泊休養施設(ホテル、温泉宿舎等)	0	0			0		93.1%
休養施設(公園遊園、遊山の定等)	0	0			0		96.3%
キャンプ場等	0	0			0		96.8%
産業情報提供施設	0	0			0		53.1%
展示場施設、見本市施設	0	0			0		97.5%
開放型研究施設等	0	0			0		26.9%
大規模公園	8	7	87.5%	未導入の施設は、平成27年度に廃管理となり、これまで指定管理者制度の導入を検討していたため(既に指定管理者制度を導入している隣接施設に替る形で平成31年度から制度を導入する予定)。	0		87.7%
公営住宅	60	60	100.0%		0		67.1%
駐車場	0	0			0		87.2%
大規模公園、斎場等	0	0			0		100.0%
図書館	1	1	100.0%		1	平成30年度から一部業務(施設等の維持管理及び修繕等)に指定管理を導入したものの、専門性が求められる司書業務は引き続き直営で実施しているため、自治体職員を常駐させる必要がある。	12.9%
博物館(美術館、科学館、歴史館、動物園等)	3	2	66.7%	総合博物館、美術館は、平成30年度から一部業務(施設等の維持管理及び修繕等)に指定管理を導入し、専門性が求められる学芸員業務は引き続き直営で実施する。考古学博物館は、施設の維持管理等に指定管理を導入することに規模のメリットが見込めないため見送ることになった。	3	総合博物館、美術館は、平成30年度から一部業務(施設等の維持管理及び修繕等)に指定管理を導入したものの、専門性が求められる学芸員業務は引き続き直営で実施しているため、自治体職員を常駐させる必要がある。	50.0%
公民館、市民会館	0	0			0		0.0%
文化会館	1	1	100.0%		0		92.2%
合宿所、研修所等(青少年の家を含む)	2	2	100.0%		0		67.7%
特別養護老人ホーム	0	0			0		100.0%
介護支援センター	0	0			0		100.0%
福祉・保健センター	4	4	100.0%		0		71.4%
児童クラブ、児童館等	0	0			0		85.7%

(4)自治体情報システムのクラウド化

実施状況	実施時期	自治体クラウドへの移行時期	【参考】	
			実施率(都道府県)	実施率(三重県)
実施済			0.0%	34.0%

実施予定	実施予定時期	検討状況
実施予定		○
検討中		○
未実施		

基幹システムの次期更新期にあわせての実施を検討中

(5)公共施設等総合管理計画

策定済	策定予定	策定予定時期
○		

【参考】

策定割合(全国(都道府県))	100.0%
----------------	--------

(6)地方公会計の整備

作成済	作成予定	作成完了予定年度
○		

【参考】

作成割合(全国(都道府県))	87.2%
----------------	-------

(注1) 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

(注2) 「作成済」の※印は、平成29年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により平成30年度中に財務書類の作成を行う団体